

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

〔平成25年6月26日〕
農林水産大臣公表
令和元年●月●日一部変更

前文

- 1 豚コレラは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 我が国においては、かつて、豚コレラは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）の規約に定める豚コレラ清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年振りに豚コレラが発生し、令和元年●月●日現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県及び長野県の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場において●例の発生が確認されており、清浄国のステータスは保留中である。また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、家畜及び野生いのししにおける清浄化が急務である。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、家畜への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、豚コレラの家畜への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、上述の中間取りまとめにおいても豚コレラの推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚コレラのアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理水準を更に高め遵守のための指導を徹底することが必要である。
- 6 さらに、中間取りまとめでは、分離ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚コレラウイルスが侵入する可能性

があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

- 7 なお、本指針については、海外における豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 豚コレラの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚コレラウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。
- 3 豚等の所有者において何よりも重要なのは、豚等の健康観察、その記録等の飼養衛生管理基準を遵守するとともに、豚コレラが疑われる症状を呈している豚等が発見された場合に直ちに都道府県に届け出ることを習慣化し、確実に実行することである。
このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。
 - (1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行い、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚コレラに関する研究を推進する。
 - (2) 都道府県は、発生時に備えた準備を行うとともに、特に次の点に留意して、豚コレラの発生予防を徹底する。
 - ① 豚等の所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用し的確に把握する。
 - ② ①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく豚等の所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。
 - ③ ②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によってもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。
 - ④ ②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。なお、報告を受けた農林水産省は、法第12条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、ホームページに公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。
 - (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う豚等の所有者への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に第5の2に基づき患畜又は疑似患畜が確認された農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 また、本病の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚コレラの浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、野生いのししの豚コレラ対策に万全を期す。

- (1) 国は、野生いのししにおける豚コレラの浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、（1）の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

- 6 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2－1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やO I E等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表することにより、生産者、海外からの旅行者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者に必要な情報について周知する。
- (2) 豚コレラの特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚コレラの発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介した豚コレラウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。
- (6) 必要に応じ、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

2 都道府県の取組

- (1) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (2) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応

じて指導及び助言する。

(3) 飼料販売業者、死亡獣畜運搬業者等の農場の関係事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、と畜場、化製処理施設等の家畜取扱施設に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

(4) 発生時に移動制限区域（第9の1の（1）に規定する移動制限区域をいう。）内の農場等を直ちに特定できるよう、豚等の農場ごとに、豚コレラが発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

(5) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

(6) 豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。

- ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
- ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
- ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。
- ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて、地域住民への説明を行う。

(7) 豚等の所有者に対して、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援

する。

- (2) 感染拡大の防止のために緊急ワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 発生時に各種検査に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。
また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (3) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。
また、家畜市場やと畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。
- (4) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。
- (5) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚コレラの発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (6) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動

する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年1回、法第51条第1項の規定に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、本病には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により第4の2の（3）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚コレラの抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚コレラの抗原検査を実施する。

4 野生いのししの調査

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、野生いのししから検体を収集し、豚コレラウイルス及びアフリカ豚コレラウイルスの有無を調査する。

5 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、1から4までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚コレラウイルス又はアフリカ豚コレラウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

6 1から4までの調査等を行う調査員の遵守事項

- (1) 1から3までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

(2) 4の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 野生いのししの検体採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して体を十分に洗うこと。

第3-2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布

第3-1の4の調査の結果を踏まえ、国は、野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策の有効性評価に基づき、野生いのししの感染拡大時の経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する。

第3-3 予防的ワクチン（法第6条）

1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

(1) 豚コレラのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

(2) 農林水産省は、野生いのししにおける豚コレラ感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と考えられる場合には、都道府県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種の実施を認める。

(3) 国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行うものとする。

2 接種地域

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、①野生いのししにおける豚コレラ感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）を考慮して、豚コレラウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚コレラ感染いのしし」という。）から豚等への豚コレラ感染リスクが高い地域について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、ワクチン接種推奨地域を設定する。

(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域に設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図っても

豚コレラ感染いのししから豚等への豚コレラの感染防止が困難と認められる地域について、以下の事項を含むワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けるものとする。

- ① 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方
- ② 接種開始及び初回接種終了予定時期
- ③ 接種対象頭数及び必要となるワクチンの数量の見込み
- ④ 対象区域内における農場の接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）
- ⑤ 法第7条に基づく標識の方法
- ⑥ 接種農場の出荷先となると畜場
- ⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
- ⑧ 接種地域における遵守事項等の実施を担保する体制
- ⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

（3）農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

（4）都道府県知事による法第6条の命令の対象の区域の設定

都道府県知事は、（3）により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合に、法第6条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第8条に基づき、都道府県知事の命令の対象となる区域を定めることができるものとする。また、都道府県知事は、面的に接種するよう区域を定めるとし、接種農場と非接種農場の接触面は最小とするよう定める。

（5）都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、法第6条に基づくワクチン接種の命令に際し、法第50条に基づき、豚コレラワクチンの使用の許可を行う。

3 接種推奨地域の見直し及び都道府県による指定の見直し

（1）接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内の豚コレラの発生状況や地域における豚コレラ感染いのししの確認状況等に応じ、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の設定を見直す。

（2）都道府県による指定の見直し

都道府県は、（1）の接種推奨地域の見直し等を受け、法第6条の接種命令の区域の設定の見直しを検討することとし、接種地域の指定の見直しを行う場合には2（2）に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種地域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5 接種地域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。

(3) 豚等の管理

接種農場は、(1)の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、生産日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚コレラワクチンの接種歴を記録する。

(4) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚コレラウイルスの拡散のおそれがあることから、次に掲げるものの移動の管理を、(5)に定めるところにより実施する。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排泄物
- ⑤ 敷料
- ⑥ 飼料、家畜飼養器具等

(5) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場出荷を除く。）、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排泄物等、敷料については、原則として、接種地域内の農場等への移動・流通に限る。
- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具等の接種地域外の焼却施設その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと
 - イ 接種地域外の焼却施設その他移動先の施設において、豚コレラウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
 - ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚コレラウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されていること
- ③ 生きた豚のと畜場への出荷は、原則として、接種地域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等の接種地域以外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、

当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

(1) 接種農場のワクチン接種の有効性等の確認

都道府県は、ワクチンの接種状況、有効性及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

7 と畜場における交差汚染防止対策の実施

と畜場法第 11 条において、と畜場の設置者又は管理者は正当な理由がなければ、獣畜のとさつ又は解体のためにと畜場を使用することを拒んではならないこととされており、と畜場は正当な理由なく、ワクチン接種豚の搬入を拒んではならない。

予防的ワクチン接種農場とワクチン未接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる都道府県からの要請を踏まえ、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、予防的ワクチン接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

(1) 車両消毒設備が整備されていること

(2) 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること

(3) 定期的に清掃・消毒が行われていること

(4) 車両の出入り時の消毒が徹底されていること

(5) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

8 予防的ワクチン接種農場における防疫措置等

予防的ワクチン接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合におけるまん延防止措置については、第 3 章により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第 9 の 1 による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

9 ワクチン接種の終了

都道府県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった都道府県は、ワクチン接種を終了するものとする。

10 接種実績の報告

都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第 12 条の 2 に基づ

き農林水産省に報告する。

11 ワクチンに関する研究等

農林水産省は、ワクチンの開発、利用等について、更に研究・検討を進める。

第3章 まん延防止対策

第4 異常豚の発見及び検査の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。なお、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

2 都道府県による臨床検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

② 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

ア 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目やに）

エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん

オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜房内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個/μl 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤しているほかの疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレ

ラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

3 農場等における措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

- ① 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。
- ② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚コレラ及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める。）を採材する。
- ③ 法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた豚等
 - イ 採取された精液及び受精卵
 - ウ 豚等の死体
 - エ 豚等の排せつ物等
 - オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- ④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

(2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 28 日間における次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第 12 の 1 の (2) の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

- ① 豚等の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- (3) 豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係機関への連絡

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

- (1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚コレラに関して次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。
 - ① 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
 - ② 抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法）
 - ③ 血清抗体検査（エライザ法）
 - ④ 血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）
- (2) 都道府県は、(1)の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

6 浸潤状況確認のための調査で豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3-1の1から4までの調査等の結果、豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- (1) 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合
3から5までの措置を講ずる。
- (2) 第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合
 - ① エライザ法により陽性が確認された場合
引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び③において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、3の(1)の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同(1)の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、4の準備を進める。さらに、5の(1)の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(2)の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。
 - ② 中和試験により陽性が確認された場合
5の(2)の手続により、当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して3の(1)の③、④及び⑤の措置を行うことを指示し、4の準備を進める。さらに、5の(1)の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(2)の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

(3) 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して3の(1)の③、④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、5の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、5の(2)の手続により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、4の準備も同時に進める。

また、第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

(4) 第3-1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合

陽性確認地点の消毒を徹底するとともに、周辺農場へ立ち入り、飼養されている豚等の臨床症状を確認し、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守を指導する。併せて、関係する行政機関、猟友会等の関係機関に情報の共有及び協力を要請し、野生いのししにおける本病の浸潤状況を調査する。

また、5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

陽性が確認された地点の周辺の都道府県においても、野生いのししの生息状況や行動圏等を考慮し、捕獲された野生いのししについて、可能な限り本病の浸潤状況を調査する。

7 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、5の(2)の手続により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

(1) 都道府県は、1の異常豚の届出を受けた場合、第3-1の1の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第3-1の3の病性鑑定において豚コレラを否定できない所見が確認された場合には、同様の症状を示すアフリカ豚コレラの検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚コレラの検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚コレラの診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、腎臓及び脾臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚コレラでないと判定されるまで、3の(1)の③から⑤までの措置を継続する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、5の(1)の②のウイルス分離検査（6の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

(2) 2から5までの措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第5 病性等の判定

第4の5の(2)の場合又は第4の6の(1)から(3)までの結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合(それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の(1)又は(2)により病性を判定する。

(1) 異常豚の通報があった場合

第4の2の臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の検査の結果並びに第4の7の動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査(以下「遺伝子解析等検査」という。)の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、

- ① ②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。
- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内で豚コレラが続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに2の判定に移行する。

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

- ① 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査(特に体温測定)、第4の6の(1)により行う第4の5の(1)の検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。
- ② 第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第4の6の(2)の①又は②により行う臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の①及び②の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。
- ③ 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、
 - ア 当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査の結果、第4の6の(3)により行う臨床検査(特に体温測定)及び5の(1)の検査(当該検査を行った場合に限る。)の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。
 - イ 当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、②の手続に従う。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、豚コレラウイルスが分離された豚等
- ② 遺伝子検査（PCR検査及び遺伝子解析）により豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ③ 第9の1の（1）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（1の畜房内につき1の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚コレラウイルス抗原が検出された豚等
- ④ 第9の1の（1）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（1の畜房内につき1の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）に同居する豚等であつて、このうち、特定症状が確認され、PCR検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ⑤ 初発農場（第9の1の（1）の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第9の1の（1）の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第12の1の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における（2）の①の疑似患畜

(2) 疑似患畜

- ① 初発農場において、同一の畜房内（1の畜房内につき1の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等が、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又はPCR検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等
- ② 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等
- ③ 発生農場（以下「発生農場」という。）で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
- ④ 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあつては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までに患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑤ 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であつて、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがある

ると家畜防疫員が判断した豚等

- ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
- ① 当該豚等の所有者
 - ② 当該都道府県内の市町村
 - ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体
 - ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
 - ⑤ 近隣の都道府県
- (2) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚コレラのまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省豚コレラ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
- ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

- ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県豚コレラ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 農林水産省は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、

必要に応じ、報道機関に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

- ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
- ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場における殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに発生農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する豚等飼養農場の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布を行う。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の措置が完了してから24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。
- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 外部から見えないう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - ② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素ガス等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の措置が完了してから72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 当該死体を十分に消毒する。
 - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑥ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
 - ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑨ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（2）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（2）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（1）の場所に行う。
- (4) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
 - ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

3 汚染物品の処理（法第 23 条）

- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
- ① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ② 排せつ物
 - ③ 敷料
 - ④ 飼料
 - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 汚染物品の焼却処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒（法第 25 条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

5 畜舎等における殺鼠剤の散布等

病原体の拡散防止措置として、と畜の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤の散布等を行う。

6 豚等の評価

- (1) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

- (4) 農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、豚コレラの発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

（1）移動制限区域

- ① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）及び5の（6）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚コレラである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- ② 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径3kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の②の場合には、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（4）制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

- ア 制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
- イ 報道機関への公表等を通じた広報
- ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

(5) 豚等の所有者への連絡等

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュールについて説明する。

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の飼養農場の飼養者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 1km まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から 7km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（1 回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後 17 日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで 17 日以上要すると考えられる場合は、30 日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第 12 の 2 の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

（1）の①で行う第 12 の 2 の（2）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が

確認されていること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

- ① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の 3 により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア 当該農場について、第 12 の 2 の (1) の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って 3 日以内に採材した検体が P C R 検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること。

- ② 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

ア と畜をする当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

オ 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

(2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の 3 により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(6) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第10 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) と畜場におけると畜
- (2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
- (3) 放牧

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- ⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと畜解体をすること。
- ⑥ 搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

- ⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）、移動制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - （1）道路網の状況
 - （2）一般車両の通行量
 - （3）畜産関係車両の通行量
 - （4）山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立ち入り又は聞き取りにより確認する（第9の1の(1)の移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触したと考えられる日から28日を経過した後に必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の飼養者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、上記の検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した豚等
- ② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等
- ③ 第5の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等
- ④ その他、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の飼養豚や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性が有る場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるリスクがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた豚等
- ② 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(4) 移動制限の対象外

(3) の移動制限の対象となったものであっても、まん延防止のための措置が適切に執られている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚コレラの発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① 臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、第 4 の 1 に掲げる臨床症状の有無について確認する。

② 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（PCR 検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 17 日が経過した後に、(1) と同様の検査を行う。

3 1 の (2) 又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) 都道府県は、1 の (2) 又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。

① 1 の (2) の検査で陽性が確認された場合

第 4 の 6 の (2) の①の措置を実施するとともに、1 の (2) の検査の結果及び第 4 の 6 の (2) の①の措置において実施した検査の結果について（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、動物衛生課に報告する。

② 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合

第 4 の 5 の (2) の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

(2) 農林水産省は、都道府県から (1) の報告があった場合、直ちに次の措置を講じる。

① 農林水産省は、1 の (2) 又は 2 の検査の結果に基づき、第 5 の判定を行う。

② 農林水産省は、1 の (2) 又は 2 の検査の結果及び (1) において行う第 5 の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1 及び 2 の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 発生農場の防疫措置に従事した日から 7 日を経過していない者は、1 及び 2 の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日まで短縮できるものとする。
- ② 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- ③ 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ④ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ⑤ 立ち入った農場の豚等について 1 の（2）又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 緊急ワクチン（法第31条）

- 1 豚コレラのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連農場数）
- ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家畜
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。
この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

- 5 農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・件等を進める。

第14 家畜の再導入

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

なお、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及びPCR検査を実施する。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第4章 その他

第16 その他

- 1 種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、本疾病の収束後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。